

遠隔会議用パソコン賃貸借

仕様書

令和8年5月

千葉市

第1 概要

1 目的

本調達は、CHAINSネットワークを経由せずにインターネット接続できる端末について、外部との円滑な遠隔会議用として常用し、CHAINS停止時等の代替手段とするため、本市が別途用意する通信用回線に接続して使用するパソコン（以下「本システム機器」という。）を賃貸借により調達するものである。

2 基本的な考え方

本システム機器は、次にあげる項目をすべて満たすことを基本とする。

(1) 品質の確保

安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保する。

(2) 情報セキュリティ対策

機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有していることを要する。（データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等。）

(3) ハードウェアについて

本システム機器は、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出荷・稼働実績を有していることを要する。

3 その他

本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものである。調達に当たっては、本仕様書の意図するところを最大限考慮し、本市に最適な機器等の納入を検討すること

第2 詳細仕様

1 機器の基本性能条件

区分	仕様
筐体	ノート型
CPU	インテル® 第12世代以降 Core™ i5 プロセッサ、AMD Ryzen™ 5 プロセッサ、又は同等品以上
OS	Microsoft Windows 11 pro 64bit
メインメモリ	8GB 以上
記憶装置	SSD128GB 以上 TPM (2.0) を搭載し、Microsoft Windows の bitlocker 機能にて暗号化すること。又は SSD 暗号化機能等にてディスク全体を暗号化すること。
ディスプレイ装置	12 インチ以上 16 インチ未満
無線 LAN	IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n Wi-Fi 準拠
キーボード	日本語キーボード (JIS 配列準拠)
内蔵カメラ	搭載すること
内蔵マイク・スピーカー	搭載すること
インターフェース (USB)	USB TypeA ポート 2ポート以上 USB ハブもしくは変換アダプタによる対応を認める
外部ディスプレイインターフェース	HDMI ポート 1ポート以上 変換アダプタによる対応を認める
サウンドインターフェース	入出力用のヘッドフォン/マイクジャックを備えていること
バッテリー	内蔵すること 駆動時間が8時間以上であること (JEITA バッテリー駆動時間測定法 V2.0 による)
重量	3kg 以下 (バッテリーを含む)
電源	AC アダプタ/ケーブルを付属すること
ウイルス対策ソフトウェア	Microsoft Defender

2 台数

30台

3 納入期限

令和8年7月31日(金)までに、千葉市役所及び本市が指定又は承認する場所へ納入すること。

4 納入要件

(1) 機器

- ア 千葉県グリーン購入推進物品等の基準（国の環境物品等の調達に関する基本方針の判断の基準）を満たすものとする。
- イ 納入するソフトウェアは製品として提供されており、メーカーからのサポートサービスが可能なソフトウェアであること。
- ウ 納入するソフトウェアはソフトウェア供給者が発行するソフトウェア使用許諾契約書等に従い、正規の製品を納入すること。
- エ OSのインストールを行うこと。

(2) 保守作業

保守時間は、本市開庁日の午前9時00分から午後5時00分までとすること。ただし、土曜日、休日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。また、設置場所訪問による修理・取替えを原則とし、本市の連絡を受けてから5開庁日以内に対応できるよう必要な対策を講ずること。

(3) 提出書類等

次にあげる書類等を提出すること。なお、いずれの書類も様式は指定しないが、全て日本語によるものとし、紙（各1部）とともに電子データ（CD等の媒体に格納した状態）にて提供すること。

分類	提出書類等	提出時期
物品	OS用リカバリメディア	納入後7日以内
書類	機器一覧表	
	日本語による取扱説明書	
	機器仕様書	
	経費内訳書	契約締結まで
	その他本市が指定する文書	随時

第3 その他の留意事項

1 賃貸借期間及び支出の方法

本システム機器の賃貸借期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までとする。

ただし、契約日から上記賃貸借期間の始期までの間は準備期間とし、その間の費用支払いは生じないこととする。また、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、本市の各会計予算の当該賃借料が措置されない場合は、変更契約の締結、又は契約の解除を行うものとする。

本契約の満了となる令和13年7月31日までに本市が必要と判断し、本サービスの利用延長を申し入れた場合は、経費内訳書に記載された単価に日本銀行が公表する本契約の締結年月の国内企業物価指数に対する延長時の国内企業物価指数の割合を乗じた金額以下の単価を基本として、延長に対応すること。

2 賃貸借期間満了時の取り扱い

- (1) 賃貸借期間の満了時は、本システム機器を受注者が各機器の設置場所から回収して契約を終了することを基本とする。ただし、本市の求めがあれば、賃貸借期間の満了前であっても本市の指示するスケジュールに合わせて回収を行うこと。また、本市が業務上の必要により再リースを申し入れた場合は、受注者は合理的な条件の下、これに応じることとする。
- (2) 本システム機器に保存されている電子情報の消去作業については、本市が行うものとする。ただし、当該作業は賃貸借期間満了時に行うものとし、受注者は本市の指示するスケジュールに合わせて回収を行うこと。
- (3) 回収作業及びそれらに係る報告は、再リースの契約で受注者が引き続き同等の義務を負う場合には、本調達による賃貸借期間の満了時の履行を免じる。（再リースの条件を設定する際、当該作業に係る経費を本調達と重複して算入することはできない。）
- (4) 賃貸借期間の終了時は、パソコン本体以外の附属品（マニュアル、CD等）については欠落を認めること。
- (5) 賃貸借期間中に本市が本システム機器の設置場所を変更していた場合であっても、受注者は回収に応じること。ただし回収時の設置場所は1箇所とする。
- (6) 賃貸借期間の満了時、本システム機器に故障があった場合であっても、受注者は回収に応じること。

3 業務遂行にあたっての注意事項

- (1) 本調達機器は、搬入、設置、設定、調整、申請手続きをすべて含む。
- (2) 受注者は納入期限決定後直ちに納入スケジュールを作成して本市に提示し、承認を得ること。また、本市との打合せ等は責任者を定め、分かりやすく、効率的に行うようにすること。
- (3) 受注者は、本市との打合せ等の議事録及び打合せ等において生じた検討課題を表にしたもの（以下、課題管理表という。）を作成すること。課題管理表は、受注者が調査、検討し回答するものと、本市が検討し回答するものに分けて、それぞれ回答時期を明示すること。
- (4) 受注者は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。また、納入する機器については、原則として本調達のために開発されたものではないこととする。
- (5) 納入にあたり、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、本市に報告の上受注者の責任において実施しなければならない。
- (6) 使用する機器に問題が生じた場合は、受注者の責任において解決しなければならない。
- (7) 受注者は、受注者を保険契約者とする動産総合保険契約を、受注者の負担により、受注者の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。
- (8) 受注者は、納入にあたり、使用する主要機器一覧を選定理由とともに搬入前に用意し、本市が定めた監督員の承認を得ること。
- (9) 本市が定めた監督員が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。